

北海道 2026 年第 2 回定例会（6 月 16 日～7 月 3 日）

北海道議会議員 石川 佐和子

2026 年度北海道一般会計補正予算等の 28 議案、北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案など 7 条例案が可決されました。一般会計では中小企業総合振興資金給付金 28 億 9,183 万円、医療の職場環境改善事業費 19 億 8,549 万円などを追加計上し、一般会計は総額 3 兆 1,759 億 6,372 万円となりました。地域公共交通の維持に向けた法整備及び財政措置の拡充を求める意見書、オンラインを活用した接見等の早期実現を求める意見書など 13 意見書案が可決されました。国の方針に追従した予算の積み上げに止まっており、一次産業や地元中小企業の切実な経営難に対する道独自の支援が課題です。

一 般 質 問 （ 抜 粋 ）	
質 問	答 弁
1. 道政の諸課題について (1) 知事の政治姿勢について 第 3 期北海道創生総合戦略の基本戦略では、デジタル技術の活用等により、今ある地域やサービスを、より少ない人員で維持することや、道の食や観光、再生可能エネルギーなどポテンシャル頼みの方向性であり、どのように適応策を地域と共有していくのか、具体性は乏しいのではないかと考える。例えば、道内の大学生や地域おこし協力隊の意見を今後の取組に反映するなど、女性や若者の視点での北海道の地域づくりに向け、どのように取り組むのか、再度、知事の考えを伺う。	1. (1) (知事) 道では、第 3 期北海道創生総合戦略の改訂に当たり、多くの大学生や女性を含む地域おこし協力隊の皆様から御意見を伺ったところであり、その結果も踏まえ、総合戦略の施策の新たな柱として「若者や女性に選ばれる地域づくり」を位置付け、大学等との連携による学生のフィールドワーク促進や、働く場における女性の活躍の支援など、関連施策の見直しを行ったところ。 道としては、引き続き多様な御意見を踏まえ、関連施策を不断に見直しながら、若者や女性の方々をはじめ、誰もが能力を発揮できる環境づくりを進め、地域とともに、人口減少社会に適応した持続可能な北海道づくりに取り組んでいく。
(2) JR北海道黄色線区について JR北海道が、巨額の赤字額を抱えている中で、今年度中に抜本的改善方策を国に示さなければならないという苦しい立場だと認識している。しかし、地方負担に対する財政的な裏付け、JR貨物に係わる諸課題に関する対応、実質的な株主である国の責任など、国として整理すべき課題が山積しており、とても地方で議論を始める段階にはないと考える。今後、道として、この問題に対してどのように関わっていく考えか、知事の所見を伺う。	(2) (知事) JR 北海道の抜本的改善方策の取りまとめに向けては、これまで各線区が進めてきた取組や議論を踏まえ、その延長線上で協議を進めていくことが重要と認識しており、道としては、沿線自治体の皆様の考えや意見の把握に努め、本道の鉄道網全体を捉えた広域的な視点に立って国やJRと調整を行いながら、JRや沿線自治体の皆様とともに幅広い観点から具体的方策の検討を深めていく。
(3) 子ども政策について 道は、こどもまんなか社会の実現に向け、全庁連携と併せ、市町村が一丸となれるよう、取組をさらに強化することが求められている。「子どもの権利を主体として、その権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする社会」を実現するため、子ども施策の総合的な実施が欠かせないと考える。知事は、予算編成時に「1 円たりとも無駄にしない」と発言をされ、これは知事の道民に対する知事としての思いの一端として受け止めている。総合的な子ども政策を実施するためには、子どもの権利が尊重される地域づくりへの知事の思いを示すべきと考えるが、知事の考えを伺う。	(3) (知事) 道では、昨年 4 月に北海道こども基本条例を施行し、条例に基づき策定した北海道こども計画の目指す姿に「こどもまんなか社会」の実現を掲げている。今後の計画推進にあたっては、こども政策推進本部において毎年度実施する全庁的な点検・評価とともに、本道の未来を担う子どもたちや若者の皆様からの御意見を聴き、子どもの権利の普及啓発など各般の施策について見直しを行いながら、安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に向け取り組んでいく。
(4) 幌延深地層研究センターについて 瑞浪市の「超深地層研究計画」においては、研究期間が終了する 4 年前には、県知事が「残された期間で、残された課題をこなすこと。その後は埋め戻しのためのプランを進めてもらうことになっている。そのとおり、きちんとやってもらいたい。」と原子力機構理事長に念を押したと聞いている。「北海道においては放射性廃棄物を持ち込まない」「研究終了後は地下施設を埋め戻す」「最終処分場や中間貯蔵施設にしない」と約束した三者協定を前提として「研究計画は全体で 20 年程度」としたことを踏まえれば、県知事と同様に強い意志で計画を終了させるため、鈴木知事は主体的に、原子力機構に坑道の埋め戻しを働きかけるべきと考えるが、再度、知事の考えを伺う。	(4) (知事) 原子力機構では、これまで、令和 2 年度以降の研究計画は、令和 10 年度までに必要な成果を得て、技術基盤の整備を完了するよう取り組むとともに、研究終了後は地下施設を埋め戻すとした三者協定を遵守すると説明している。道では、毎年度、公開の下で確認会議を複数回開催し、機構が研究期間の延長を想定していないことを確認しており、今後とも研究が三者協定に則り、研究計画に則して工程表に基づき進められているのかを確認していく。
(5) 環境保全型農業について 中東情勢の悪化等による、肥料等の価格高騰などが農家の経営を圧迫している折、クリーン農業のさらなる推進が必要と考える。食や農業・農村に対する消費者の関心が高まる中、環境保全型農業を推進するためには、消費者と生産者との交流や情報共有を進めるとともに、本道農業の、国際的な需給環境の影響を受けにくい農業への転換が必要であり、より一層、有機農業やクリーン農業の推進が必要と考えるが、道は今後どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺う。	(5) (知事) 道では、関係機関や団体と連携して、北海道有機農業推進計画や北海道クリーン農業推進計画に基づき、土壌診断に基づく適正な施肥のほか、センシングや ICT を活用した化学肥料や農薬の低減技術の開発・普及、有機農産物や YES!clean 農産物の販路拡大、消費者と農業者との交流など、生産から消費に至る施策を着実に推進し、外的要因に左右されにくい、持続可能な本道農業の確立に取り組んでいく。
2. 教育問題について (1) 部活動等の移動の安全対策等について 他県では私立高校を含めた県立高校の部活動移動等において、貸し切りバスや公共交通機関の利用に向けた生徒の旅費支援を予算化する動きなどがある。部活動の地域展開においても移動手段の確保が課題となっている中、広域自治体である北海道において、部活動等で生徒の移動が安心して安全に行われるよう、財政措置も含めた安全確保の対策を早急に構築すべきと考えるが、知事及び教育長の考えを伺う。	2. 教育問題について (1) (総務部長兼北方領土対策本部長) 今後、他県の取組を把握し、6 月末を目処に国から示される安全対策や実態調査の結果を踏まえ、広域分散型である北海道において、部活動を行うに当たって移動手段の確保は欠かせないという状況も勘案しながら、道教委と連携の上、対応策を検討し、安全の確保と子どもたちが部活動を行う機会の確保の両立が図られるよう取り組む。 (教育長) 部活動の移動については、生徒の安全確保が何より重要であり、道教委の調査では、公共交通機関による移動の不便さなどから、レンタカーの利用などによる移動の必要性が明らかになった。また、少子化が進み、複数校合同部活動が増えていることなどから、部活動の地域展開においても生徒の移動手段の確保が課題となっているところ。道教委としては、国の対策が示されるまでの当面の取扱いとして、一定の条件の下でレンタカーの使用を可能とするなどしたところであり、今後は、国が示す安全対策や実態把握を踏まえ、必要な見直しを行うほか、部活動の地域展開が進むよう、他県の取組を参考にするとともに、国に対し、市町村の支援に向けた財政措置の拡充を引き続き要望するなど、移動の安全確保に万全を期していく。

予 算 特 別 委 員 会・知 事 総 括 （ 抜 粋 ）	
質 問	答 弁
１． エゾシカ対策について エゾシカ対策について、市町村による有害駆除への支援を強化すべきであり、国の交付金頼みではなく、財政調整基金を取り崩してでも、緊急対策期間のうちに成果を出すべきではないかと質したが、環境生活部長からは、「国に対し、必要な交付金の確保を強く要望する」との答弁であり、まるで他人事のように、緊急対策を設定した道としての本気度が疑われるものだった。国の交付率が低いのは、緊急対策期間の前からわかっていたことであり、知事は、個体数を集中的に減少させることと、道費負担が増えることと、どちらが大事だと考えているのか伺う。 <再質問> 知事は、対策の強化というふうに今答弁されたが、予算の拡充なしに十分な成果が得られると考えているのか伺う。 <指摘> 特別交付税や地域づくり総合交付金の措置がなされているということ。それでは何が要因で目標を達成できないのか説明がつかない。しっかりとした要因分析を求めておく。また、地域づくり総合交付金についても、現在の予算枠で果たして十分なのかどうか。オホーツク圏の首長からは、エゾシカ対策予算に対する道費助成について要請を受けていることから、今後の予算の充実について検討するよう強く指摘をする。 ２． アイヌ政策について 昨年9月と本年3月、札幌市の地下歩行空間でのアイヌ民族への差別的な内容のパネル展示について、アイヌ民族のみならず市民や団体の抗議を受け、札幌市は公共施設の使用承認の基準や、ガイドライン策定を議論する第三者機関を立ち上げ、既に3回の会議が終了している。当初、使用承認については、地方自治法の規定や施設の設置条例により、施設側が判断するとのことでしたが、秋元市長は、市としても、公の施設の利用などについて、一定の考え方を持っておきたいとの認識から、新たに使用承認の基準を検討しようと決断したことを私は評価をしている。一方、道有施設において、2024年に民間団体が、アイヌ民族への差別的主張でアイヌの尊厳を傷つける講演会を開催した。この開催後、市民団体が知事あてに、施設を貸し出さないように求める要望書を提出している。道においても、アイヌ民族の尊厳を傷つける展示などの、施設の使用基準などの考え方を検討すべきと考えるが、知事の考えを伺う。 <再質問> 施設の使用基準などについては、札幌市のように、道の考え方は検討しない、という答弁だった。知事は、本当にそれで良いと思っているのか。アイヌの人々が差別的言動などによって、受けている痛みに対して、行政として、どの様に寄り添い、そして、立ち向かうのか、という姿勢が問われている。道有施設については、「公序良俗を害する恐れがある場合」を使用不許可とする条例・規則が定められており、これにより、暴力的な行為や差別、反社会的勢力の関与は禁じられているものと承知をしている。札幌市の施設においても、同様の規程が存在する中で、そのうえで、札幌市はガイドラインの検討を始めたと、私は受け止めている。知事は、道有施設については、既存の規程等で足りると考えているのか、再度伺う。 <指摘> ガイドラインの検討も決断できないようでは、道が取り組む、という共生社会には全く期待できないと考える。国会議員の議連では、アイヌ民族への誤解や偏見に基づく発言が「看過できない状況にある」として、国に対応を求めた、との報道があった。アイヌの人々が多く生活している北海道において、遅れをとってはならないことを指摘する。 ３． 農業課題について 南米メルコスールとのEPA交渉については、本道の畜産や酪農経営にとって、まさに存亡の危機ともいうべき重大な脅威である。ブラジルやアルゼンチンなど、巨大な畜産大国を相手に、聖域なき市場開放や安易な関税引き下げが行われれば、本道の乳用種肉や和牛の市場は、相当の影響を受けることが予想される。また、南米畜産物については、過剰な農薬使用による残留リスクと、家畜の感染症リスク、人体への直接な健康被害から、環境や社会問題に至るまで複数のリスクが存在している。残留農薬については、飼料用トウモロコシや大豆の生産において、多くの農薬使用があると言われている。さらに、アマゾン周辺では、牧草地や飼料畑を拡大するための森林伐採が進み、地球温暖化や生態系の破壊につながっているとも言われている。国益の名のもとに、本道をはじめとする地方の基幹産業が切り捨てられ、食に対する消費者の安全が脅かされるような事態は、断じて容認できない。我が国の食料供給基地、北海道の知事として、今回の政府方針が、本道農畜産業に与える影響をどう分析しているのか伺う。また、消費者の持つ懸念に対し、どのように受け止めているのか伺う。 <再質問> 事業者や消費者の切実な思いを受け、国に対し、知事はどのように申し入れをしていくのか伺う。 <指摘> 今回の交渉は、単なる市場開放や関税引き下げだけではなく、検疫制度の緩和につながるのではないかと懸念がある。万が一にも検疫が緩和され、伝染病の侵入を許せば、北海道の畜産業は、一瞬にして壊滅の危機に瀕する。また、食の安全に対する万全の措置も求められている。このことを強く指摘する。	１． エゾシカ対策について (知事) 道としては、引き続き、国の鳥獣被害防止総合対策交付金はもとより、特別交付税や道の地域づくり総合交付金等を活用し、市町村の取組を支援するなど、さらなる上積みに向けて取り組み、捕獲目標の達成に向けて、対策を強化していく。 <再答弁> (知事) 道では、エゾシカ対策は、喫緊の課題との認識の下、緊急対策期間を設定し、これまで市町村をはじめ関係者の方々と連携し、捕獲対策の強化に取り組んできた。こうした中、令和7年度の捕獲数は、多くの皆様にご協力をいただき、一次集計段階では、令和6年度の15万8千頭を上回り、17万頭を超え、過去最多となる見込みである。道としては、更なる捕獲数の上積みによる目標達成に向け、これまでの取組に加え、猟期の延長による狩猟機会の増加に取り組むとともに、北海道鳥獣被害対策タスクフォースを活用した国有林等における捕獲拡大や、デジタル技術による対策の高度化を進めるなど、地域の実情に応じた様々な対策を効果的に組み合わせ、エゾシカ対策の一層の強化に取り組んでいく。 ２． アイヌ政策について (知事) 公の施設の利用について、道においては、「正当な理由」がない限り住民の方々が施設を利用することを拒んではならないとする地方自治法の規定を踏まえ、各施設の設置条例において、公序良俗に違反する場合といった利用を不承認とする基準を定めており、特定の行為がこの基準に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて、個別具体的に判断をしているところ。アイヌの方々の尊厳を傷つけることにつながる差別的な言動は、決して許されないものであり、道としては、差別や偏見の解消に向けて、道民をはじめ多くの皆様の、一層の理解促進を図るため、国や関係機関の方々との連携のもと、様々な機会や媒体を活用した教育や啓発に努めるなど、差別的な言動を許さない共生社会の実現に向け取り組んでいく。 (再答弁) (知事) 公の施設の利用について、アイヌの方々の尊厳を傷つけることにつながる差別的な言動は、決して許されないものと認識しているところ。道においては、各施設の利用にあたって、不承認とする基準を定め、特定の行為がこの基準に該当するか否かを、それぞれの事案に応じて、個別具体的に判断をしているところである。 ３． 農業課題について (知事) メルコスールとの交渉に係る影響について、先月16日、日本とブラジル両政府の首脳により、交渉入りが表明された経済連携協定について、現時点では具体的な交渉は開始されておらず、影響を見通すことは困難な状況にあるものの、地域からは、本道農業や食の安全への影響を懸念する声があがっていると承知している。私としては、いかなる国際交渉にあっても、本道農業が再生産を確保し、持続的に発展していけるよう、万全な国境措置を講じることが重要と考えている。 <再答弁> (知事) メルコスールとの交渉に向けた対応については、道では、我が国の食料供給地域としての役割を着実に果たしていくため、これまでも国に対し、本道の重要品目である農畜産物に対する必要な国境措置の確保と、交渉内容の丁寧な説明を求めてきたところ。私としては、本道農業を取り巻く国際環境が厳しさを増すとの危機感を持ち、今後の交渉の動向を注視するとともに、生産者をはじめ、関係者の皆様が不安を抱くことのないよう、関係機関・団体の方々と連携の上、国に万全な対応を求めるなど、日本の食を力強く支える豊かな農業・農村の実現に向け取り組んでいく。

